

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、
それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表が必要することとなっています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みを下記に提示します。

2020年4月1日

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減するための代替職員確保を含む）	より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員に資格支援を行い、研修費の免除、勤務シフトの調整など職員が研修を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	新人職員に対してプリセプター制度を導入。新人介護職員が職場に定着できるよう担当の先輩職員が介護ケア、技術を習得できるよう支援するとともに、新人職員の体調面、メンタル面もフォローしていく。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、事業所内保育施設の充実	仕事と子育ての両立を促し、育児休業や夜勤の免除、短時間勤務などの制度を設けていける。また3歳までの院内保育園施設も完備している。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護	ミーティングを随時実施し、支援の内容や気づきを積極的に発言し支援への反映を行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等	介護安全推進委員会等を設置、事故・トラブルへの

	の作成により責任所在の明確化	対応マニュアルを作成
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施とストレスチェックの実施、全館及び敷地内全面禁煙、職員休憩室の確保
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	特浴、電動ベッドを導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。

特定処遇改善加算取得事業所

事業所名	サービス名	取得加算
鶴岡協立病院	(介護予防) 通所リハビリテーション	特定加算Ⅰ
鶴岡協立リハビリテーション病院	(介護予防) 通所リハビリテーション	特定加算Ⅰ
小規模多機能施設くしびき	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	特定加算Ⅰ
協立大山診療所にじの家	通所介護・通所型サービス(独自)	特定加算Ⅰ
協立大山診療所	(介護予防) 通所リハビリテーション	特定加算Ⅰ
デイサービスかがやき	通所介護・通所型サービス(独自)	特定加算Ⅱ
小規模多機能型施設介護かがやき	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	特定加算Ⅱ
ヘルパーステーションあさひ	訪問介護・訪問型サービス(独自)	特定加算Ⅱ
デイサービスあさひ	通所介護・通所型サービス(独自)	特定加算Ⅰ
協立ショートステイセンターふたば	(介護予防) 短期入所生活介護	特定加算Ⅰ
介護療養型老人保健施設せせらぎ	介護老人保健施設	特定加算Ⅰ
ヘルパーステーション虹	訪問介護・訪問型サービス(独自)	特定加算Ⅱ
デイサービス虹	通所介護・通所型サービス(独自)	特定加算Ⅱ
メディカルデイサービスビビ	地域密着型通所介護	特定加算Ⅱ
グループホーム和楽居	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	特定加算Ⅱ